

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（平成15年4月1日付け14生畜第8598号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添2</p> <p>組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性審査基準</p> <p>第1 組換えDNA技術によって得られた種子植物を飼料として用いる場合の安全性審査基準</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 2から6までにより安全性に関する知見が得られていない場合は次の試験のうち必要な試験の成績に関する事項</p> <p>次の試験結果に基づき飼料としての安全性が確認できること。          なお、試験方法については、原則として「飼料添加物の評価基準の制定について」（平成4年3月16日付け4畜A第201号畜産局長通知）に記載されている方法による。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>発がん性試験</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>発生毒性試験</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(注) 1 試験成績は、「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準について」（昭和63年7月29日付け63畜A第3039号畜産局長、水産庁長官通知。）の記の4のアのGLP（以下「GLP」という。）に適合する施設でGLPに従って行われたものであること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>別添2</p> <p>組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性審査基準</p> <p>第1 組換えDNA技術によって得られた種子植物を飼料として用いる場合の安全性審査基準</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 2から6までにより安全性に関する知見が得られていない場合は次の試験のうち必要な試験の成績に関する事項</p> <p>次の試験結果に基づき飼料としての安全性が確認できること。          なお、試験方法については、原則として「飼料添加物の評価基準の制定について」（平成4年3月16日付け4畜A第201号畜産局長通知）に記載されている方法による。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>催腫瘍性試験</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>催奇形性試験</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(注) 1 試験成績は、「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準について」（昭和63年7月29日付け63畜A第3039号畜産局長、水産庁長官通知。）の記の4のアの飼料添加物GLP（以下「GLP」という。）に適合する施設でGLPに従って行われたものであること。</p> <p>2 (略)</p>

第2 組換えDNA技術を応用して得られた非病原性の微生物を利用して製造された飼料及び飼料添加物の安全性審査基準

1～4 (略)

5 2から4までにより安全性に関する知見が得られていない場合は次の試験のうち必要な試験の成績に関する事項

次の試験結果に基づき飼料又は飼料添加物の安全性が確認できること。

なお、試験方法については、原則として「飼料添加物の評価基準の制定について」（平成4年3月16日付け4畜A第201号畜産局長通知）に記載されている方法による。

(1)～(4) (略)

(5) 発がん性試験

(6) (略)

(7) 発生毒性試験

(8)・(9) (略)

(注) 1・2 (略)

第2 組換えDNA技術を応用して得られた非病原性の微生物を利用して製造された飼料及び飼料添加物の安全性審査基準

1～4 (略)

5 2から4までにより安全性に関する知見が得られていない場合は次の試験のうち必要な試験の成績に関する事項

次の試験結果に基づき飼料又は飼料添加物の安全性が確認できること。

なお、試験方法については、原則として「飼料添加物の評価基準の制定について」（平成4年3月16日付け4畜A第201号畜産局長通知）に記載されている方法による。

(1)～(4) (略)

(5) 催腫瘍性試験

(6) (略)

(7) 催奇形性試験

(8)・(9) (略)

(注) 1・2 (略)